

真岡市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組み～

平成26年12月

令和3年4月（一部改正）

真岡市教育委員会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年9月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施、必要な対策内容についても関係機関で協議・対応してきたところです。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「真岡市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全対策推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下のメンバーとする通学路安全対策推進会議を設置しました。本プログラムは、この会議において策定しました。

- ・ 栃木県真岡警察署
- ・ 栃木県真岡土木事務所
- ・ 真岡市小中学校長会
- ・ 真岡市PTA連絡協議会
- ・ 真岡市市民生活部くらし安全課
- ・ 真岡市建設部建設課
- ・ 真岡市教育委員会学校教育課

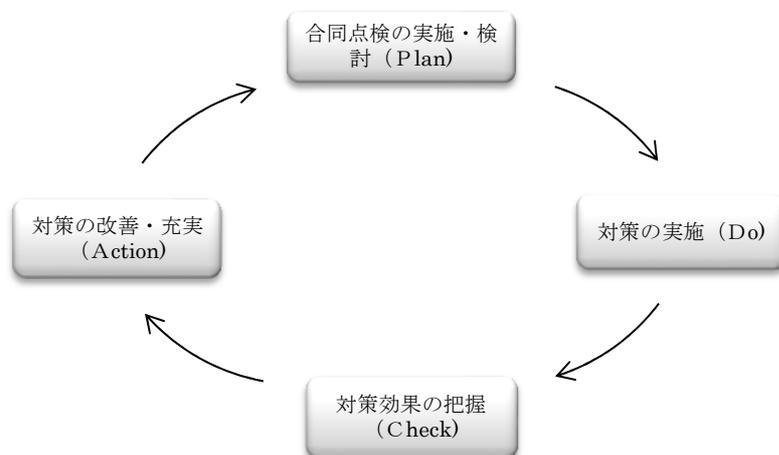
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検等を継続しし実施します。

通学路の交通安全対策の実施に際しては、安全性の確保が求められる箇所を基本として、通学児童生徒数なども勘案しながら、優先順位を検討します。

また、実施後には効果把握を行うなど、これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



4. 対象

通学路を原則とする。ただし、通学路の変更も含め学校周辺地域を総合的に検討し安全確保が可能と見込まれる道路がある場合はその限りではない。

(3) 合同点検

(ア) 危険箇所の把握

市内小学校に依頼し、危険箇所調査を実施します。

各小学校は、保護者等の協力を得て通学路の点検を実施し、主として交通安全の観点から危険があると認められる箇所を抽出し、その内容を精査した上で、会議に報告します。また、推進会議の構成員も、危険箇所の抽出を行い会議に報告できるものとしします。

(イ) 会議・合同点検の実施

効率的、効果的な会議・合同点検を行うため、会議については、原則として1年に1回実施します。合同点検については、おおむね3年に1回としします。ただし、緊急的に会議または点検が必要とされた場合、関係機関で協議して実施することができるものとしします。

(ウ) 合同点検の体制

小学校ごとに、学校関係者、警察、道路管理者（県・市）、市民生活部くらし安全課、市教育委員会学校教育課による合同点検を、必要に応じて実施します。

(4) 対策の検討

合同点検の結果から、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、学校、保護者等の意見を聴取し、効果を把握します。

(7) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

5. 対策の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの対策内容（一覧表等）をまとめ、公表します。